

## 川崎市中原区社会福祉協議会会員要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会員規程に基づき、川崎市中原区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に必要な事項を定める。

### (会員の種類及び会費)

第2条 区社協の会員は、次のとおりとし、会費額は別表1に定める。

- (1) 区会員
- (2) 区賛助会員
- (3) 区協賛会員

### (区会員会費の納入)

第3条 区会員は、毎年度会費を納めなければならない。

2 会費は、年会費とする。

- (1) 第6種会員の内、市社協及び区社協の両方に入会する会員の会費の請求は、市会員会費及び区会員会費を一括して市社協が行うものとする。
- (2) (1)における、市会員会費及び区会員会費の会費額は別表1に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

(1) 区会員

種 別	対象の団体・組織等	年会費
第1種会員 行政関係	区役所	10,000円
第2種会員 社会福祉法人		
第3種会員 社会福祉を目的とした公益法人		
第4種会員 自治組織	地区町内会連合会	各地区町連 10,000円
第5種会員 社会福祉協議会	地区社会福祉協議会	30,000円
第6種会員 社会福祉施設	<p>公立・民間社会福祉施設                      ※市会員の入会資格に該当する施設は、市会員・区会員の双方に入会することとする。                      ※年会費額は双方に入会した額とする。</p>	<p>定員 50 名未満の通所型施設                      7,000円 (内、区会員 4,000円)                      定員 50 名以上の通所型施設                      9,000円 (内、区会員 5,000円)                      定員 50 名未満の入所・複合型施設                      15,000円 (内、区会員 8,500円)                      定員 50 名以上の入所・複合型施設                      18,000円 (内、区会員 10,000円)</p> <p>以下の場合には従来の年会費                      区会員のみ加入施設                      入所施設 10,000円                      通所施設 5,000円                      団体 10,000円</p>
第7種会員 民生委員児童委員	区民生委員児童委員協議会 地区民生委員協議会	1,000円×人数
第8種会員 保護司	区保護司会	1,000円×人数
第9種会員 当事者団体	当事者団体	2,000円
第10種会員 ボランティア団体	ボランティア団体	2,000円
第11種会員 福祉関係団体・機関	福祉関係団体・機関	5,000円
第12種会員 学識経験者	学識経験者	2,000円

(2) 区賛助会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う個人	一般会員	1口 1,000円
---------------------------------	------	-----------

(3) 区協賛会員

区社協の趣旨・活動に賛同し、区社協に対し資金的な支援を行う法人・団体	1口 3,000円
------------------------------------	-----------